

(三) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九
(四) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項（船舶安全法の準用）において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九
(五) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九
四十の六 船舶保安規程の審査等に係る船級協会の登録	登録件数	一万円
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九

別表第一第四十一号の二の次に次のように加える

四十一の三 自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第七条第四項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数 万円	一件につき九
---	------------	--------

別表第一第四十二号中「又は旅館」を「若しくは旅館の登録又は外客宿泊施設に係る登録実施機関」に改め、同号に次のように加える。

(三) 国際観光ホテル整備法第三条又は第十八条第一項の登録実施機関 登録件数 一件につき九

に係る登録（更新の登録を除く。） 登録件数 万円

別表第一第四十二号中「又は旅行業者代理業の登録又は変更登録」を「若しくは旅行業者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録」に改め、同号に次のように加える。

(三) 旅行業法第十二条の十一第一項（登録研修機関の登録）の登録 登録件数 一件につき九

（更新の登録を除く。） 登録件数 万円

別表第一第四十三号の二から第四十五号までを次のように改める。

四十三の二 予報業務の許可又は気象測器に係る登録検定機関の登録

(一) 気象業務法（昭和二十七年法律第二百六十五号）第十七条第一項 許可件数 一件につき九

(予報業務の許可) の予報業務の許可

四二

(二) 気象業務法第九条（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を

登録件数

万円
一件につき九

除く。)

四十四 建設業の許可又は監理技術者に係る講習の登録若しくは建設業者に係る登録経営状況分析

機関の登録

(一) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項（建設業の許可）の国土交通大臣がする建設業（同法別表第一の下欄に掲げる建設業をいう。以下(一)において同じ。）の許可（許可の更新及び次の区分ごとに他の建設業について既に国土交通大臣の許可がされている場合における許可を除くものとし、二以上の建設業について同時に国土交通大臣の許可がされる場合には、次の区分ごとにこれらの許可を一の許可とみなす。）

イ 建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可

許可件数

万円
一件につき十

□ 建設業法第三条第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可

許可件数

五万円

一件につき十

(二) 建設業法第二十六条第四項（講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九

万円

(三) 建設業法第二十七条の二十四第一項（登録経営状況分析機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九

万円

四十五 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者に係る登録講習機関の登録

免許件数

一件につき九

(一) 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免

許を除く。）

(二) 宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録

登録件数

一件につき九

（更新の登録を除く。）

別表第一 第四十五号の三及び第四十六号を次のように改める。

四四

四十五の三 マンション管理業者の登録又はマンション管理士等に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十四条第一項 (登録) のマンション管理業者の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第四十一条 (登録 講習機関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第二項 (登録講習機関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
四十六 測量業者の登録又は測量士に係る登録養成施設の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 測量法 (昭和二十四年法律第二百八十八号) 第五十五条第一項 (測 量業者の登録) の測量業者の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 測量法第五十条第三号又は第四号 (登録養成施設の登録) の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十六号の次に次のように加える。

四十六の二 広告物等の表示に係る業務主任者に係る登録試験機関の登録	登録件数	一件につき十
屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第二項第三号 イ（登録試験機関の登録）の登録	登録件数	一件につき十
四十六の三 不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録	登録件数	一件につき九
不動産の鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録） の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九
四十六の四 住宅性能評価に係る登録住宅性能評価機関若しくは登録講習機関の登録、登録住宅型 式性能認定等機関の登録又は住宅の特別評価方法認定に係る登録試験機関の登録	登録件数	一万円
(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一 号）第五条第一項（登録住宅性能評価機関の登録）の登録（更新の 登録を除く。）	登録件数	一件につき九
(二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条（登録講習機関の 登録件数	万円	一件につき九

登録) の登録 (更新の登録を除く。)

(三) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十一条第一項 (登録住宅型式性能認定等機関の登録) 又は第三十三条第一項 (登録住宅型式性能認定等機関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(四) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第五十九条第一項 (登録試験機関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十七号の一及び第四十八号を次のように改める。

四十七の二 電気通信事業者の登録又は端末機器に係る登録認定機関の登録	登録件数	登録件数
(一) 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第九条 (電気通信事業者の登録) の電気通信事業者の登録	一件につき十	一件につき九
(二) 電気通信事業法第八十六条第一項 (登録認定機関の登録) の登録	五万円	一万円
認定機関の登録 (更新の登録を除く。)	万円	万円

四十八 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登

録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機
関の登録

(一) 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第四条（無線局の開
設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事
由）に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除
く。）

(二) 電波法第二十七条の十八第一項（登録）の無線局の登録（再登録
その他政令で定める登録を除く。）

登録件数	無線局の 一局につき三 数	無線局の 一局につき三 数	一局につき三 万円（電波法 第五条第四項 の放送をする 無線局につい ては、十五万 円）
万円	一件につき九	万円	万円

(四) 電波法第二十四条の十三第一項（外国点検事業者の登録）の外国
点検事業者の登録

	登録件数	一件につき九万円
(五) 電波法第三十八条の二第一項（登録証明機関の登録）の登録証明 機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(六) 電波法第七十一条の三の二第一項（登録周波数終了対策機関の登 録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第四十八号の三の次に次のように加える。

四十八の四 消防の設備等に係る登録検定機関の登録		
消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の二第一項（登録 検定機関の登録）又は第二十一条の三第一項（登録検定機関の登録） の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十 万円
	五万円	

別表第一に次のように加える。

五十一 國際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録

	(一) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十三条第一項（登録機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
	(二) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項（認定機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
五十二	遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録	登録件数	一件につき九万円
五十三	会社の電子公告に係る調査機関の登録	登録件数	一件につき九万円
五十四	警備員等に係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき九万円
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項（登録講習機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円	一件につき九万円

（習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

一 万円

（租税特別措置法の一部改正）

第五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四—第四十条の六）」を

「第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四—第四十条の九）

六) に、「第六十五条の十五」を「第六十六条の二」に改め、「第六節の二 現物出資の場合の課税の

」

特例（第六十六条・第六十六条の二）を削り、「第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得

「第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得

の課税の特例（第六十六条の六—第六十六条の九）」を 第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る

第二款 内国法人の特定外国信託に係る所得

る所得等の課税の特例

所得の課税の特例（第六十六条の六—第六十六条の九）に、「第二十節 連結法人の現物出資の場の課税の特例（第六十六条の九の二—第六十六条の九の五）」

合の課税の特例（第六十八条の八十六）を「第二十節 削除」に、「第二十四節 連結法人の特定外国

「第二十四節 連結法

子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十一—第六十八条の九十三）を 第一款 連結法人

第二款 連結法人

人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十一—第六十八条の九十三）に改め

の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の二—第六十八条の九十三の五）

る。

第五条の二第五項第二号中「次号」の下に「及び第七号」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 特定間接口座管理機関　口座管理機関のうち、次のいずれかに該当するもの（外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

イ　特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ロ　イ又はハの規定により特定間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十条第一項の規定により口座を開設した者

ハ　ロの規定により特定間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

第五条の二第五項第七号を次のように改める。

七　外国間接口座管理機関　口座管理機関（社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる者に該当するものに限るものとし、内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　外国間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

口　イ又はハの規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四

十四条第一項の規定により口座を開設した者

ハ　口の規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債等の振替に関する法律第四十四条

第一項の規定により口座を開設した者

第五条の二第十五項中「特定振替機関等による」の下に「非課税適用申告書又は」を加える。

第九条の六第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中

「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十第三項」に改める。

第九条の七第二項中「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十第三項」に改める。

第十条の三第四項中「又は第十条の六第四項」を「第十条の六第四項又は第十条の七」に改める。

第十条の四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に

規定する中小企業者に該当する個人（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。） 当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十五条第二項に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。） 当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置

第十条の四第一項に次の一号を加える。

八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち事業を開始した日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（前各号に掲げる個人に該当する者を除く。） 当該事業の用に供される機械及び装置

第十条の四第四項中「又は第十条の六第四項」を「第十条の六第四項又は第十条の七」に改める。

第十条の五第一項中「第六十六条の」を「第六十六条第五項の」に、「中小企業経営革新支援法第五条第二項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項」に、「第六十六条に」を「第六十六条第一項に」に、「同条に」を「同項に」に改め、同条第四項中「次条第四項」の下に「又は第十条の七」を加える。

第十条の六第四項中「場合に限る」の下に「ものとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除)

第十条の七 青色申告書を提出する個人の平成十八年から平成二十年までの各年（平成十八年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が当該個人の比較教育訓練費の額を超える場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところに

より、当該比較教育訓練費の額を超える部分の金額の百分の一十五に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

2 第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものの平成十八年から平成二十年までの各年において、その年分（前項の規定の適用を受ける年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該教育訓練費の額の百分の一二十（教育訓練費増加割合）（当該年分の当該教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合をいう。）が百分の四十未満であるときは、当該教育訓練費増加割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。（に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当す

る金額を限度とする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育訓練費 個人が当該個人のその事業に係る使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 比較教育訓練費の額 前二項のいずれかの規定の適用を受けようとする年（第六項において「適用年」という。）前二年以内の各年（事業を開始した日の属する年以後の年に限る。以下この号において同じ。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の教育訓練費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）の合計額を当該各年の数で除して計算した金額をいう。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控

除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項に規定する個人がこれらの規定に規定する事業所得を生ずべき事業を適用年の二年前の年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における当該適用年の前年分又は前々年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の七（教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十一条第一項の表の第一号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の十二」を「百分の十」に改め、同表の第三号中「合理化に資する」を「合理化及び環境への負荷の低減に資する」に改め、「及び

機械その他の設備」及び「（以下この号において「外航船舶」という。）」を削り、「及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）」については百分の十八とし、当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶に限る。）については百分の十九とし、当該機械その他の設備については百分の六とする。」を「については、百分の十八」に改める。

第十一条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」を「その他の」に、「百分の九（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を「百分の八」に改める。

第十一条の四第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十一条の六第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年五月三十一日（同表の第二号の上欄に掲げるものについては、平成十九年三月三十一日）」に改め、同項の表の第一号中「百分の六」を「百分の五」に改める。